

項目	指摘内容	改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部運営	<p>(定款の公表について)</p> <p>現況報告書、貸借対照表等は事務所に備え付け、閲覧に供し、また、インターネットでの公表を行っているが、平成 28 年 4 月 1 日改正施行の社会福祉法に基づき、定款も閲覧及びインターネットでの公表を行うこと。</p>	<p>平成 28 年 12 月中旬</p>	<p>インターネットでの公表については当法人事務局にてホームページでの掲載作業を行う。</p> <p>閲覧については現況報告書、貸借対照表と共に備え付け済みである。</p>
本部会計	<p>(経理規程について)</p> <p>経理規程の規定内容に不備（財務諸表の定義の修正、共通収入支出の配分を規定する等）があるので、モデル経理規程を参考にして改定すること。</p>	<p>平成 28 年 11 月 25 日</p>	<p>規程内容の不備については 11 月 25 日の評議員会・理事会にて改定案の承認を行い、改定済みである。</p>
本部会計	<p>(補助簿について)</p> <p>固定資産管理台帳や貯蔵品管理台帳（商品券を保有）等が作成されていないので、法人の必要に応じて作成する台帳を経理規程に規定し、作成すること。</p>	<p>平成 28 年 11 月 25 日</p>	<p>経理規程における補助簿については 11 月 25 日の評議員会・理事会にて改定案の承認を行った上で改定、作成済みである。ただし、固定資産管理台帳、差入保証金台帳、貯蔵品管理台帳については決算報告書と併せて作成する。</p>